

—特別委員会・職域別部会委員会活動報告 (VI)—
(小動物臨床部会小動物臨床委員会)

かかりつけ獣医師の役割と将来展望

大林清幸[†] (公社)日本獣医師会小動物臨床担当理事)



1 はじめに

小動物診療をめぐる課題は実に多岐にわたっている。このことについては筆者が本誌第74巻12号(2021年12月号)において詳述したとおりであり、小動物臨床委員会では継続して諸課題の検討に取り組んでいる。

本稿においては、委員会における検討課題の中から特に①愛玩動物看護師法の施行と小動物診療施設における対応、②かかりつけ動物病院の役割、③小動物診療分野における遠隔(オンライン)診療の導入、について紹介したい。

2 愛玩動物看護師法の施行と小動物診療施設における対応

令和4年6月1日に愛玩動物看護師法(令和元年6月28日公布、令和元年法律第50号)が施行された。これにより、小動物診療の分野に獣医師とともにチーム獣医療を担う新たな国家資格者としての愛玩動物看護師が誕生することとなった。

愛玩動物看護師の業務の範囲について、法第2条第2項には「この法律において『愛玩動物看護師』とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助(愛玩動物に対する診療(獣医師法第十七条に規定する診療をいう。))の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。)及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。」と規定されており、獣医師の指示のもとに一定の診療行為を行うことができるとされている。一方、個別具体的

な診療行為の内容について、法の運用通知(令和4年5月1日付け4消安発第702号・環自総発第2205015号「愛玩動物看護師法の運用について」)においては次のように規定されている。

2 愛玩動物看護師の業務について(法第2条第2項関係)

愛玩動物看護師は、法第2条第2項において、診療の補助(愛玩動物に対する診療(獣医師法第17条に規定する診療をいう。))の一環として行われる衛生上の危害を生じるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。)及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の看護(以下「愛玩動物の世話その他の看護」という。)並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対する愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援(以下「愛護・適正飼養に関する支援」という。)を業とする者とされている。

愛玩動物看護師の業務については以下の点に留意願いたい。

(1) 愛玩動物の診療の補助

① 「愛玩動物に対する診療(獣医師法第17条に規定する診療をいう。))の一環として行われる衛生上の危害を生じるおそれが少ないと認められる行為」とは、獣医師の指示の下、愛玩動物看護師がその知識及び技能をもって行うのであれば、愛玩動物に対して衛生上の危害を生じるおそれが少ないと認められる行為をいい、例えば、輸液剤の注射、採血、マイクロチップの装着、カテーテル留置、投薬等が含まれる。

一方で、診断、エックス線撮影等における放射線の照射、ワクチン等、愛玩動物の身体への影響が大きい医薬品の投与等については、これを誤る

[†] 連絡責任者：大林清幸(折尾動物病院)

〒807-0803 北九州市八幡西区千代ヶ崎1-15-9

☎093-601-0977 FAX 093-601-0088

E-mail: obe-san@s4.dion.ne.jp

と衛生上の危害が生ずるおそれが少ないと認められる行為ではないことから、引き続き獣医師が実施する必要がある。

- ② 「獣医師の指示」とは、愛玩動物の病状に応じた個別具体的指示を基本とするが、あらかじめ獣医師により診療計画が立てられている場合や、救急救命業務として獣医師があらかじめ定めた手順書に従い心肺蘇生措置を行う場合等については、個別具体的指示は要しない。このため、例えば、獣医師による診察が行われた後、継続的な診療が必要な愛玩動物に対し、獣医師が作成した診療計画に基づき、愛玩動物看護師が処置を行うことは可能である。

この中で、愛玩動物看護師が行う診療補助行為の範囲について、「愛玩動物に対して衛生上の危害を生じるおそれが少ないと認められる行為」としていくつかが例示されているが、具体的な診療行為それぞれについての実施の可否が規定されているわけではない。このことは、獣医師がその責任の下、チーム獣医療の中で個々の愛玩動物看護師の技術や能力、適性を踏まえ、指示する診療行為を決定すべきであると解されるものと思われる。

また、同運用通知では、法第42条に定める名称独占の規定についても次のとおり示されている。

4 愛玩動物看護師と紛らわしい名称について（法第42条関係）

法第42条において、愛玩動物看護師以外の者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用を用いてはならないと規定されており、法附則第6条の規定により、法施行後6ヶ月間に限ってはこれら名称を使うことは可能だが、それ以降は使用できない。

愛玩動物看護師に紛らわしい名称とは、「看護師」又は「動物看護師」が含まれる名称など、愛玩動物の飼養者等に愛玩動物看護師の業務を行う者のような印象を与えるおそれがある名称をいう。

現在小動物診療施設に勤務している現任者については、まずは愛玩動物看護師国家資格の取得を目指すことが大切である。一方、国家資格未取得者について、今後は「看護師」又は「動物看護師」が含まれる名称はもとより、飼育者に愛玩動物看護師の業務である愛玩動物の世話その他の看護、診療の補助を行うもののような印象を与える恐れがある名称は使用できない。

このことについて、委員会では今後使用される可能性

表 第1回愛玩動物看護師国家試験及び予備試験について

	愛玩動物看護師 国家試験予備試験	愛玩動物看護師 国家試験
試験期日	令和4年11月6日(日)	令和5年2月19日(日)
試験地	全国7カ所（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県）	同左
受験申込	令和4年8月8日(月)～9月4日(日)	令和4年12月1日(木)～22日(木)
受験手数料	14,000円	27,200円
合格発表	令和4年12月1日(木)	令和5年3月17日(金)
備考	実務経験がある現任者等が講習会を受講した上で国家試験前に受験	学校等で必要な知識・技能を習得した者と予備試験に合格した現任者が受験

のある動物診療補助者の名称を列記し、法を所管する農林水産省に照会を行ったが、運用通知の内容以上に踏み込んだ具体的な見解が示されることはなかった。令和5年春以降、実際に愛玩動物看護師が業務を開始するにあたり飼育者の混乱を招かないよう、各小動物診療施設において適切な対応が求められることから、引き続き留意して対応を進めることとしている。

第1回愛玩動物看護師国家試験及び予備試験の実施については、(表)のとおり公表されている。小動物診療に携わる会員構成獣医師の皆様におかれては、自身の小動物診療施設に勤務する動物診療補助者が安心して、積極的に資格取得を進められるよう、講習会の受講や予備試験及び国家試験の受験に配慮いただくようお願いしたい。

3 かかりつけ動物病院の役割

大規模な小売店舗への併設や、複数の動物病院を展開する企業経営の小動物診療施設が増加しているといわれる一方、現在もなお63%の小動物診療施設はいわゆるワンマンプラクティスとして個々の獣医師が地域に根差した獣医療を提供している。

伴侶動物が家族の一員となっている現在、飼育者が求める獣医療へのニーズも多様化しており、例えば心疾患や腫瘍等、診断や治療に高度獣医療を必要とする可能性が高い場面でも、できる限り最新の高度診療を求める飼育者もあれば、病態を正確に把握しつつ、苦痛を和らげるためのいわゆる緩和ケアにより自宅での療養を望む飼育者もある。

また、地域を支える存在としての獣医師の役割への期待も高まっている。学校獣医師として学校における動物飼育支援を行うことや、授業の中で「いのち」を教える役割が求められることもある。災害対応の場面でも、平時からの行政機関との関係構築や災害発生時に地域をよ

「かかりつけ動物病院」の役割と地域包括ケア活動構想（たたき台）

【人と動物の共生社会の推進】

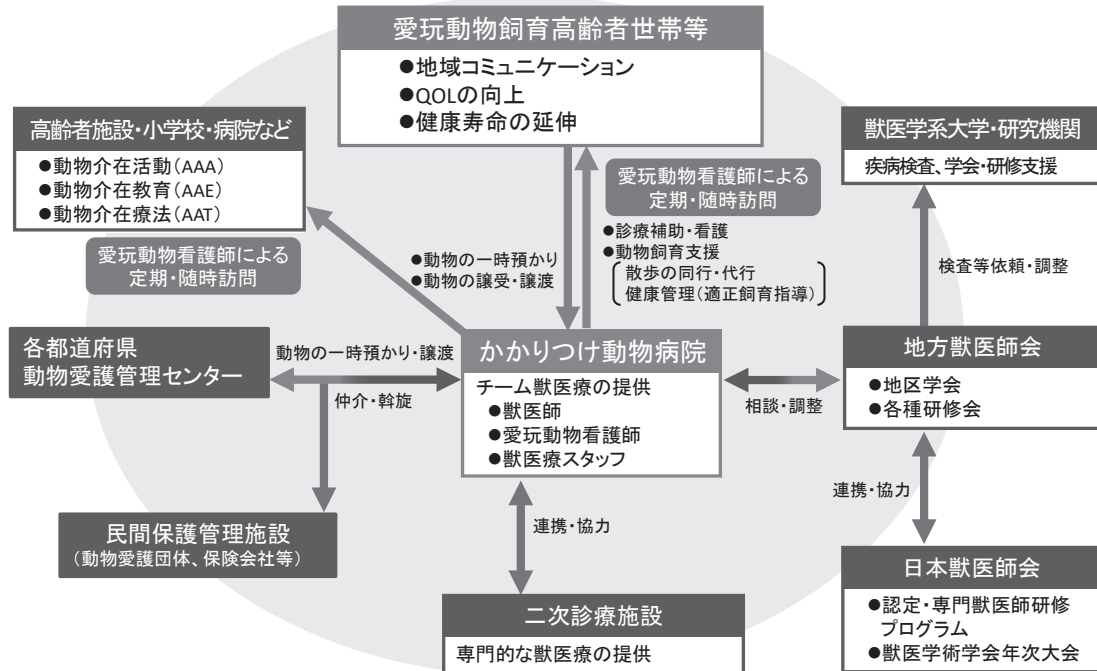


図 「かかりつけ動物病院」の役割と地域包括ケア活動構想（たたき台）

く知る立場で避難所やシェルターの運営支援にあたることも求められることがあろう。

これらの役割を担うことができるのは、地域の事情に詳しく、個々の飼育者の飼育環境等を日頃から熟知しているかかりつけ動物病院である。これからの動物病院には、個々の飼育者に寄り添いながら求められる獣医療を提供することに加え、地域のホームドクターとして様々な地域活動との連携による人と動物の共生社会への貢献が求められているといえる。小動物臨床委員会において検討している、将来に向けたかかりつけ動物病院の役割を図示したものが（図）である。

ここでは、かかりつけ動物病院を中心として、大学等の研究機関や二次診療施設、行政機関、福祉施設等と有機的に結びつき、飼育者サービスを実現しながら獣医師の専門性を生かした地域活動の展開を構想している。また、認定・専門獣医師制度への参加等の獣医師会活動とのつながりも示されている。ワンマンプラクティスのように、獣医師が少なく往診等が十分対応できない場合には、チーム獣医療を支える国家資格専門職として令和5年度以降に活躍を始める愛玩動物看護師と連携し、獣医師の指示の下、高齢者世帯等に愛玩動物看護師が出向いて獣医師の指示を受けながら診療や健診を行うことも大変有効である。

このようなかかりつけ動物病院を中心とした地域ネットワークの確立により、将来に向けて地域の動物病院が

持続的にその役割を果たすことができ、安定的に獣医療が提供されることは、地域の人々が安心して動物を飼育できる環境の維持につながる。

地域社会全体で高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目指す「地域包括ケアシステム」は、厚生労働省における検討では獣医療分野への言及はなされていない。しかしながら、家庭での動物飼育が一般化している現在、犬の散歩等による地域コミュニケーション円滑化の可能性に加え、動物飼育が高齢者の健康寿命増進に一定の効果をもたらすといわれる中、地域包括システムの中で地域のかかりつけ動物病院の果たす役割は大きいと考えられる。今後、高齢者の動物飼育支援対策の幅広い実践により、さらに家庭動物飼育が推進されることに期待したい。

4 小動物診療分野における遠隔（オンライン）診療の導入

人の医療分野における遠隔診療については、平成30年3月に厚生労働省が「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を策定、公表している。その後の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、医療機関に対する受診ニーズの変化等を受けて遠隔診療を実施するケースが増えつつあると言われる中、令和4年1月には同指針の一部が改正され、「かかりつけの医師」が行う場合など一定の条件が満たされれば、初診から遠隔診療が実施でき

ることとされた。

一方、獣医療の分野は人の医療と異なり、患畜から直接病状の聞き取りができるわけではないことから対面診療を基本としてきた。産業動物診療分野では平成4年9月1日付け4畜第2259号各都道府県知事あて農林水産省畜産局長通知「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について」において、「獣医師法第18条の診察とは、獣医学的見地からみて疾病に対して一応の診断を下しうる程度の行為をいい、獣医師が自ら定期的に巡回する等して常に当該農場の飼育動物の健康状態を把握している場合等において飼育者から病状の聴取等をもって行うものも含まれる。」とされ、電話等による聞き取りについても診察とすることができると解釈できる一方、平成19年12月19日付け19消安10237号都道府県畜産主務部長あて農林水産省消費・安全局長通知「要指示医薬品の投与及び処方に当たっての注意事項について」では「獣医師法第18条に規定する『診察』とは、触診、聴診、打診、問診、望診その他手段のいかんを問わないが、現代の獣医学的見地からみて疾病に対して一応の診断を下しうる程度の行為でなければならないと解しているため、当該家畜に直接対面して診察することを一度も行わずに、電話、FAX等により、当該家畜の症状等を飼育者等から聞き取るのみでは、要指示医薬品を使用することが不可欠な症状であるかどうかを的確に把握し、正しい診断を下すことは通常は困難であると考えられる。したがって、当該家畜に直接対面して診察することを一度も行わず、要指示医薬品を処方することは、一般的には獣医師法第18条の規定に違反するものである。」(下線は筆者加筆)とされ、初診対面の原則が示されてきた。

近年の医療分野における遠隔診療に関する動きを受けて、獣医療分野における遠隔診療についてもその必要性、有効性が議論され始めた。日本獣医師会は農林水産省から補助を受け、産業動物診療分野における遠隔診療の有効性、有用性を検討するため、モデル地区における遠隔診療の試行的導入を行った。その結果、情報通信機器の使用に習熟している農場従業員が、日ごろから農場の状態を定期的に把握している農場管理獣医師の指示の下で映像や音声等のデータを取得、送信することにより遠隔診療を行う場合は、診断の正確性等に問題はなく、往診のための移動時間を要しないことによる診療の効率化が図れることが実証された。これを受け、農林水産省は令和3年12月15日付け消費・安全局長通知「家畜における遠隔診療の積極的な活用について(通知)」(別紙1)により、遠隔診療の適時・適切な活用を推進する方針を示した。この中では、担当獣医師(農場管理獣医師)が定期的に農場を指導していることに鑑み、「群の一部に対面での診療が行われていない家畜が含まれてい

る場合であっても初診から遠隔診療(要指示医薬品の処方を含む。)が可能であること。」と規定された。

(別紙1)

3消安第4800号
令和3年12月15日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

家畜における遠隔診療の積極的な活用について (通知)

畜産業は、我が国農業の基幹的部門へと成長を遂げてきており、飼養規模の拡大と集約化が進展する中で、家畜の伝染性疾病の予防や食品の安全、農家の収益性向上につながる獣医療の提供が求められている。

これまで、家畜の遠隔診療については、迅速かつ的確な診療を実現するために、飼育者から病状の聴取等をもって行う診察が行われてきたところであるが、産業動物獣医師の偏在や情報通信機器の高度化、普及等も踏まえ、遠隔診療の適時・適切な活用を推進することが重要となっている。

このため、今般、遠隔診療を積極的に活用するための留意事項等を下記のとおり取りまとめたので、畜産農家及び獣医師等の関係者へ周知徹底の上、遠隔診療による家畜における迅速かつ的確な飼養衛生管理の促進に努められたい。

記

1 家畜の遠隔診療の積極的な活用における留意事項

- (1) 畜産農家では、飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の定期的な指導を受けていることに鑑み、群の一部に対面での診療が行われていない家畜が含まれている場合であっても初診から遠隔診療(要指示医薬品の処方を含む。)が可能であること。
- (2) ただし、家畜伝染病等が疑われる場合、正確な診断のため触診を要する場合、畜産農家の情報通信機器の扱いが不慣れであり、正確な情報が得られない場合等、遠隔診療による対応が困難又は不適切と考えられる場合は、対面での診察への切り替えや、管内の家畜保健衛生所等への連絡を行うこと。

2 その他の留意事項

- (1) より適切かつ安全に遠隔診療を実施するため、遠隔診療を行う獣医師は、送付された検体の検

査、より高度で情報量の多い情報通信技術の活用等により診療に必要な情報を入手すること。

- (2) 家畜への過剰投薬の防止等の観点から、地域の家畜保健衛生所の家畜防疫員及び飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の関係者間で診療に関する医薬品の処方、使用等の情報を共有し、連携して慎重使用の推進を図ること。

産業動物分野では複数の個体を群としてとらえて管理する群管理の手法がとられる一方、伴侶動物として家庭で飼育されている愛玩動物は一頭一頭が家族の一員であり、小動物診療施設では個体を個別に診療することが一般的である。このため、産業動物分野と同様の考え方で遠隔診療を進めることはできない。

小動物臨床委員会ではこの点を踏まえつつ、小動物診療分野においてどのように遠隔診療を進めるべきか慎重に議論を重ね、このほど「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」を取りまとめており、近日公表する予定である。

検討中の当指針においては、遠隔診療について原則初診は対面診療を行うこととしている。ただし、「当該飼育動物及びその飼育者が定期的に対面で受診している等直接的な関係があり、日頃から当該飼育動物の既往歴や予防情報、健康診断結果等を把握している獣医師」であるかかりつけ獣医師は初診から遠隔診療を行えることとしている。ただし、遠隔診療を行う場合の全ての責任は

獣医師にあり、十分なエビデンスに基づく診療が求められることは言うまでもない。

デジタル通信機器を用いた遠隔診療技術は、高齢者や高齢動物の通院負担の軽減、慢性疾患の動物等の診療における愛玩動物看護師による訪問ケアなど、地域獣医療を支える技術として大変有効である。かかりつけ獣医師と飼育者との日ごろからの信頼関係を基盤とした遠隔診療が今後活用されることを期待する。

5 おわりに

本稿では、小動物臨床委員会で検討を進めている重要課題として、①愛玩動物看護師法の施行と小動物診療施設における対応、②かかりつけ動物病院の役割、③小動物診療分野における遠隔（オンライン）診療の導入、について述べた。いずれも新たな仕組みの構築により将来の小動物獣医療の発展につなげようとするものであり、本会として積極的に取り組むことが必要である。

小動物診療の現場では診療技術や提供するサービスが時代とともに変化している。小動物臨床委員会においては、各地の飼育者のニーズに的確に応え、地域で信頼される診療を提供するため、新たな制度や仕組みを理解して積極的に活用する活動を進めつつ、その中で今後見出されるであろう新たな課題の解決に向けた検討に引き続き取り組んでいきたいと考えている。会員構成獣医師の皆様におかれては、今後とも検討へのご支援とご協力をお願いしたい。